

## 意見聴き取り調査票

((社) 福島県建設業協会)

## 1 一般土木工事の地域要件変更について

- (1) 県では、地域を支える地元建設業者の受注機会を確保するため、本年4月から、設計金額1千万円以上3千万円未満の一般土木工事の地域要件を「隣接3管内」から「管内」に変更しましたが、このことについてどのようにお考えですか。

●地域の建設業は、大都市部と違い民間需要が少ないため、根本的には土木工事が主体で、尚且つ公共事業に依存していることは紛れもない事実である。

地域要件変更により、地元企業の受注機会が確保されることは災害時も含め、建設業の支えが必要な地域の安全・安心及び限られた財源が地域経済・振興に有効に活用されることは望ましい傾向にあると考える。

●より地域に密着した地元建設業者の受注機会の確保を図る観点から、小規模工事や工事内容によっては地域要件の範囲を土木事務所単位に絞ることも必要でないかと考える。

●地域要件変更の措置は、一般土木工事のみを対象としたものであるが、舗装工事や建築工事など他の工事についても地域要件範囲の検証・検討いただきたい。

## 2 予定価格について

- (1) 県では、積算せずに予定価格の一定割合で入札するような業者の排除などダンピング防止のため、本年4月から予定価格の事後公表を原則としましたが、このことについてどのようにお考えですか。

●予定価格の事後公表により、適正な積算能力・施工能力等が疑わしい業者の参入防止やダンピング防止等、適正な建設市場・競争秩序の醸成に向け有効に機能しつつあるものと考えている。

●現在、労務単価及び資材単価等は公表されておりますので、特殊製品を使う場合の見積単価や特殊工法を用いる場合においても設計図書等において公開されるべきではないかと考える。

### 3 最低制限価格制度について

- (1) 県では、平成20年1月から最低制限価格の設定水準を平均で約6%程度引き上げましたが、その後も最低制限価格を下回る応札が多数生じています。このことについてどのようにお考えですか。

●年間の固定費（建設業を営むための技術者の維持・確保等）を賄うため、不採算であっても企業存続のために受注しなければならない実状にあることから生じている。

●本来、企業は損益分岐点を踏まえ、事業目標・計画を立て事業活動を行うのが通常であるが、民需が少なく公共事業への依存度が高い県内建設業は、公共事業の減少と入札制度改革が相まって、受注に結び付けるには激しい価格競争をせざるを得ない状況となっており、損益分岐点さえも見出せない状況にある。（平成19年度県内建設業の営業利益率マイナス2.63%：東日本建設業保証(株)資料より）そのため借財の増加を少しでも抑えようとする延命のための受注・事業活動となっていることが起因しているものと考えます。

●囚人のジレンマはゲーム理論や経済学において、個々の最適な選択が全体として最適な選択とはならない状況の例としてよく挙げられる問題であるが、建設業の価格競争の要因を例えれば、各入札参加者が適正な利益を加味した実行予算に基づき、値下げを止めれば利益を維持できるにも拘らず、他の参加企業の値下げによる恐怖に耐え切れず、参加者同士で値下げ合戦をして共倒れしてしまうようなありようを経済学的な分析として述べている。このことは現下の建設産業の厳しい受注環境に通ずるものであり、この実状をご理解の上、地域の安全・安心の確保、経済産業の振興、併せ建設行政における建設産業の健全な育成のため、最低制限価格の設定水準の引き上げについては行政的視点が必要不可欠と考える。についてはその対処策を講じて頂きたい。

●本来、予定価格とは、発注者が標準的な工法をもって良質な品質を確保することを目的として積算した結果の価格である。

発注者が決定したその予定価格が最低制限価格であって、その価格を値引いて競争させること自体何の意味も持たないのではないかと思う。むしろ予定価格の上限拘束性を取り除くべきと思う。

#### 4 低入札価格調査制度について

- (1) 県では、法律上最低制限価格を設定することができないWTO案件及び総合評価方式による案件に係る低入札対策として、低入札価格調査制度を導入していますが、このことについてどのようにお考えですか。

●極端な低価格での受注による公共工事の品質の確保への支障の防止、下請・労働者へのしわ寄せを防止するためには、低入札価格調査制度の導入は必要不可欠と考える。

●また、総合評価方式は入札参加者の企業評価において格差があるとはいえ、入札参加者は自社の評価値と近似値にあるであろう想像の同業他社との価格競争となるため、受注するためには低入札価格帯まで値下げして応札に臨まざるを得ない厳しい受注環境となっており、低入札の歯止めは必要と考える。

●なお、採算性が伴う適正な価格と品質確保の実現及び下請等の適正な施工体制の確保のためには、現下の低入札価格調査制度の調査基準価格及び失格基準価格の引き上げは不可避であると考えてるので、より適正な競争、公正な競争が確保されるよう制度の検証をいただき、最低でも「中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの予定価格に対する調査及び失格基準価格を最大限の9/10まで引き上げを講じて頂きたい。

#### 5 総合評価方式について

- (1) 県の総合評価方式について、どのようにお考えですか。

●価格以外の多様な要素を考慮し、価格と品質および施工体制等が総合的に優れた者と契約するとした発注者としての公共調達のあり方は受注工事の採算性が伴ってはじめて評価されるべきものとする。

●民間の建設市場では、価格以外にモノづくりに対する企業姿勢、信用等

の社会的責任に係わる企業姿勢等、その取り組み対応・努力が総合的に市場で評価され、受注・利益等に結びつくシステムとなっており、公共調達においても民間市場の総合評価システムに適う制度への改善、取り組みが迅速に実施・促進されることによって、建設産業の自己研鑽等、向上・発展に繋がるものと考え。

- (2) 県では、総合評価方式の対象を、農林水産部・土木部発注の設計金額3千万円以上の工事全件とするなど拡大するとともに、継続教育の取組状況、災害応援協定の締結状況、消防団への加入状況の評価項目への追加や加算点の増加、特別簡易型の対象範囲の拡大などの見直しを行っておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

●評価対象案件の拡大・改善は評価されているものの、見直し等が実施された直後は企業規模、地域の特性等により意見は異なるが、様々な意見が寄せられていることも実態である。主な案件としては、優良工事表彰の配点が高すぎることや地域によって消防団への加入状況が異なること、また、新分野進出や子育て支援等は本業である建設業の主旨から外れた評価項目ではないかなど、更には建築専門部門では除雪に関する評価への不利な要素などが多く挙げられている。

●上記の問題等については、11月9日以降の公告案件から一部が早期に改善・見直しされているようであるが、良質な公共工事を市場の適正価格で発注するための仕組みづくりの構築においては、現制度等の検証を含め、社会経済の情勢変化、公共投資計画に伴う工事箇所数や規模の変化、地域的な建設市場の変化等の環境変化に応じ、迅速に不断の改善・見直しを行うことは重要であり期待するところである。

- (3) 総合評価方式において、どのような項目を評価すべきだとお考えですか。

●総合評価方式は、企業の評価値が高い層に受注が偏る傾向にあることは否めないが、特に特別簡易型は客観点のみの評価値であることから、その傾向は顕著に表れているようである。これを是正するには発注者としての評価が必要である。簡易な提案（安全対策や受注者の重点的対応策など）の評価項目を課し、受注者に責任をもって仕事をさせることのできるファクターをもうける事により、受注機会の範囲が拡大されるのではないかと考える。

●地元雇用に対する評価項目の追加について、格差や少子高齢化により地域経済の過疎化、雇用対策が問題となっている中、地域で営む建設業は、地元住民の雇用についてはリストラ等で失業すれば働く場所がなくなり、域外に職場を求め出て行かざるを得ない厳しい雇用・経済情勢を踏まえ、経営的に厳しい状況に拘らず、雇用面とあわせ地域経済に大きく貢献している。地域過疎化・雇用対策として、評価項目において地元雇用の評価を願いたい。

●インターンシップの受け入れに対する評価項目の追加について、インターンシップを実施している学校では、学生が職場を経験することにより将来の進路、在学中の勉学への意欲が育まれ、その成果が顕著に現れることから、インターンシップの受け入れについて企業の協力・支援を求めているが、企業は受け入れの準備・人員配置など負担が大きいため渋る企業も少なくない。このような中、将来を担う人材の育成のため積極的に受け入れを行っている企業に対しては、社会貢献の評価項目とは別途に評価されて然るべきと考える。

●11月9日の公告から実施された災害対応実績と災害応援協定の評価基準がリンクされた評価となっておりますが、これは切り離して評価されるべきことと考える。災害対応実績はどちらかと言えば、業態としての使命的役割であるが義務化はされていない。しかし、災害応援協定においては行政への支援体制が担保され、24時間体制の責務・義務化が伴うとともに、県民の安全・安心は常態的に担保されることになり、その安心感は行政政策上大きな意義をなしているものとする。また、災害出動は対価が支払われているが、協定はボランティア的要素が強いことから、評価配点において協定が2.5点であれば、出動実績というものはそれより点数を下げるべきと考える。よって評価配点の再検討を講じて頂きたい。

## 6 施工体制事前提出方式について

県では、不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全、良質な労働条件を確保するため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求め履行能力確認調査及び下請契約等の確認をする施工体制事前提出方式を平成20年1月から試行していますが、このことについてどのようにお考えですか。

●施工体制事前提出方式による不良不適格業者の参入防止のための履行能

力確認や適正な元請・下請契約の確認等は、発注者の責務、元下請負の対等な取引契約関係、健全な建設市場の形成には重要な施策であると考えている。

●但し、現時点では公告から資料提出までの期間が短く、下請業者の選定を含め、正確な内訳書を提出するための事務的負担も多く、事務的成本・書類の簡素化について引き続き検討・検証頂き、当面の間はこれまでの試行の継続で対応を頂きたい。

●なお、福島県建設業協同組合が協議・検討しているところの福島県版入札ポンド等についても、施策の1つとして検討されるべき問題であると考えているところでもある。

## 7 元請・下請関係の適正化対策について

- (1) 元請・下請関係適正化のための課題として、どのようなことが考えられますか。

●元請・下請関係適正化については、公共投資の削減に加え、入札制度改革等の影響により、過度な価格競争、安値受注の頻発など、元請企業の収益悪化に伴って、下請へのしわ寄せ、企業倒産による下請債務の不履行等、元請の収益悪化が元請・下請関係適正化を阻害する大きな要因になっていると考える。

●建設業の生産現場の先端は、専門的スキルを持つ下請企業に支えられており、専門工事業の下請企業の不足は建設産業の衰退に通じると言っても過言ではない。課題解決のためその対応等において、入札契約制度や設計上、発注者に負担を求めるのか、元請・下請双方で負担するのか議論の分かれるところであるが、猶予は許されない状況にあることを認識せざるを得ない。

また、重層化による下請階層が増えるほど下請関係の不安や賃金の低下を招き、労働災害の発生や生産物の品質の低下を引き起こす懸念があることも実態である。

●また、発注者の対応に起因する問題もあり、設計変更や工期変更など現場の実状に添ったかたちで迅速な対応がなされないことなどにより、元請・下請関係の変更契約等において障害になっていることも実態である。具体的な例を示すと、当初設計が土砂掘削で計上されていたが掘削途中で岩盤や転石等が出現し、火薬使用又はリッパブル掘削が余儀なくされること

が多々見受けられる。元請と発注者の間では内容変更通知書により仮の契約が締結されるが、その時期が遅れることにより、元・下の契約ができないまま、元・下間では増額変更額が未確定のままでの口答指示のみで変更指示がなされるため、精算時においてトラブルが生じる例が多い。

●野田市で始めたように、発注者がもう少し立ち入る必要があるのではないか。お金の動きなど、1次下請け程度までフォローしなければならないのではないか。チェック体制を強化されればきちんと対応し、それが優良な企業として評価されるべである。

## 8 現場代理人の常駐義務緩和について

- (1) 県では、平成20年5月から、農林水産部又は土木部発注工事のうち、近接工事など一定の場合において、現場代理人の常駐義務の緩和を試行していますが、このことについてどのようにお考えですか。

●公共投資の削減で建設市場が縮小する中、入札契約制度改革等により企業収益は年々悪化の一途を辿り、倒産・廃業が相次ぐなど、企業はこれまで以上、経営の合理化・効率化が求められており、特に生産現場における技術者1人当たりの年間完工高等の生産性向上・効率化が急務となっている。しかし、現在の工事現場の技術者制度(建設業法及び施行令)は、「公共性のある工作物に関する建設工事で請負額が2,500万円以上(建築一式工事5,000万円以上)は、技術者を工事現場毎に専任すること、特定建設業の工事における下請金額の合計3,000万円以上(建築工事4,500万円)の場合は、監理技術者を現場毎に配置すること」と定められている。また、現場代理人は(工事請負契約約款)「この契約の履行に関し、現場に常駐し・・・」「現場代理人、主任技術者及び監理技術者並び専門技術者は、これを兼ねることができる」と定められている。

昨年5月に現場代理人の常駐緩和の制度改正があり、現場の付加価値を高めるために技術者が現場代理人を兼任するなど、生産性の向上に取り組んでいるが、まだまだ制度の制約及び昨今の受注環境並びに設計変更等の工期の延長等により、1人の技術者の年間完工高は3千万円に満たないのが実態である。

技術者制度は、平成6年12月の施行令改正以来、約15年を経過し、この間、受注環境、工事規模、情報機器・事務機器の発達、社会経済情勢は

大きく変化している。1人の技術者の年間完工高が最低でも5千万円以上達成できるよう専任制の緩和と併せ、現場代理人の一層の常駐義務緩和(一般的に人件費削減のため技術者が兼任となる)を是非に願いたい。

## 9 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

●地域の経済、雇用、コミュニティが崩壊しないよう地域の実情に応じ、条件付き一般競争入札の発注条件を付すなど、行政の政策的対応が必要と考える。

特に、災害時や除排雪の対応など住民生活の安全・安心を確保する上で、発注工種・態様によっては地域に必要とされる建設業が存続できる行政の政策的配慮・柔軟な対応が不可避であると考えます。

●設計単価の公表について、資材単価・労務単価等ほぼすべて公表されているので、特殊製品の見積単価や特殊工法の単価についても公表して頂きたい。

特に建築における県外コンサルの委託の場合は、特殊製品・特殊工法において、消費ロット(大口・小口)に関係なく大口消費単価で設計積算するケースがあり、実態に見合わず、応札において低入札や不調を引き起しているケースが見受けられる。

●設計図書の見直しにおいて、図書数が少ないため見直しに時間がかかり、工事積算が遅れる場合があるので、情報機器を活用した電子見直しの早期実施を講じて頂きたい。

●工事検査評定点がリアルタイムに反映されることが重要ではないか。

●その他(添付資料)

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| 1、意見聴き取り調査にあたり      | ・・・資料1-1 |
| 2、建設工事コストに関する実態調査結果 | ・・・資料1-2 |
| 3、業種別・完工高別の営業利益率    | ・・・資料1-3 |
| 4、各県別営業利益率及び平均落札率   | ・・・資料1-4 |
| 5、福島県建設業者の法人税等額実態   | ・・・資料1-5 |
| 6、一般土木工事における評価値分布   | ・・・資料1-6 |